

株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

平成26年10月1日に実施いたしました「株式併合の件」及び「定款一部変更の件(単元株式数の変更)」につきまして、株主の皆様によりご理解をいただくため、「株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A」をご用意いたしました。ご一読のほどよろしくお願い申し上げます。

いすゞ自動車株式会社

Q1

株式併合、単元株式数の変更とは、それぞれどのようなことですか。

A.

株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。当社では、平成26年10月1日をもって2株を1株に併合し、同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

Q2

**株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。
株主の立場から見るとどのようなメリットが期待できるのですか。**

A.

目的は、当社株式の売買の利便性を改善し、それによる流動性の向上を図ることにあります。具体的には、当社株式2株を1株に併合するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更したことで、理論上はそれまでの5分の1の投資単位で取引ができると考えられます。またそれにより市場での流動性が向上することから、投資対象としての魅力が高まると期待しております。

Q3

所有株式数と議決権数はどう変化しましたか。

A.

平成26年9月30日の株主名簿に記載された株主様の、株式併合後のご所有株式数は、2分の1（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となりました。また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となりました。

〈ご所有株式数及び議決権数の変化の具体例〉

| | 効力発生前 (平成26年9月30日まで) | | 効力発生後 (平成26年10月1日から) | | |
|----|-------------------------|------|-------------------------|------|------|
| | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000株 | 2個 | 1,000株 | 10個 | なし |
| 例② | 1,100株 | 1個 | 550株 | 5個 | なし |
| 例③ | 999株 | 0個 | 499株 | 4個 | 0.5株 |
| 例④ | 200株 | 0個 | 100株 | 1個 | なし |
| 例⑤ | 199株 | 0個 | 99株 | 0個 | 0.5株 |
| 例⑥ | 1株 | 0個 | 0株 | 0個 | 0.5株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額は、平成26年11月28日に中間配当金と合算してお支払いいたしました。

なお、効力発生前のご所有株式数が1株だけの株主様の場合（上記の例⑥の場合）は、その1株については端数株式として処分され、株式併合後に所有する株式がなくなりましたので、株主としての地位は失われました。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q4

株式併合によって所有株数が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

A.

株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の2分の1となりましたが、逆に、1株当たりの純資産額は2倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の2倍となります。

Q5

配当がこれまでの半分しかもらえなくなるのですか。

A.

ご所有の株式数は半分になりましたが、1株当たりの配当金は株式併合前の水準の2倍以上となりますので、今後の業績や経営環境の変動など他の要因がない限り、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変わるといことはございません。

Q6

株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A.

特段のお手続きの必要はございません。ご所有の株数が奇数の場合、株式併合により端数株式が生じます。この端数株式は、当社が一括して処分し、その代金を平成26年11月28日、中間配当金と合算してお支払いいたしました。なお、株式併合前にご所有の株式が1株の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなりました。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7

株式併合後でも単元未満株式の買取りや買増しをしてももらえますか。

A.

株式併合の効力発生前と同様、市場で処分できない単元未満株式をご所有の株主様（100株未満の株式をご所有の株主様）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。買増し制度は当社にはございません。単元未満株式買取りにかかる具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）